

「お月見の季節」(波多野)

毎年日にちが変わる十五夜、今年は9月10日でしたが、お月見はされましたか？

当日は曇り空だったので無理かなと思っていましたが、綺麗な大きい満月を見る事ができました。そんなお月様には、うさぎが居てお餅をついているんだと真剣に信じて月を見ていた頃もあったなあと思いながら、せっせとお団子を作って食べました。花より団子、月より団子。

さて、秋のお月見には十五夜だけでなく『十三夜』というのもあるそうです。十三夜の月は満月ではなく少し欠けた形にはなるけれど、十五夜に次いで美しい月だそうです。そして、十五夜と同じ場所でお月見をすると縁起が良いのだとか。今年の十三夜は10月8日との事です。十五夜と同じ場所でお月見をして、またお団子を作って食べたいと思います。



今さら聞けない 経済用語

今月の教えてキーワード：【株式報酬制度】

企業が役員等への報酬として自社株を付与する制度のこと。インセンティブ報酬のひとつであり、成果に対するモチベーション向上や優秀な人材の流出防止、キャッシュアウトを防ぐメリットがある。これまではストックオプションが一般的だったが、2016年の税制改正による譲渡制限付株式の解禁で導入企業が増加した。他にも株式と現金で支給といった柔軟な制度設計が可能な業績連動型株式報酬制度などが注目を集めている。

知っとこ! 「税務のマメ知識」

【社会保険料の延滞金は経費にできる?】

税金は決められた期限までに納める必要があります。例えば法人税は決算日の翌日から2カ月以内に納付しなければなりません。期限までに納付しなかった場合、納期限の翌日から2カ月を経過する日までは「年7.3%」か「延滞税特例基準割合+1%」の低いほうを、納期限から2カ月を経過する日の翌日以後については「年14.6%」か「延滞税特例基準割合+7.3%」のどちらか低い割合で計算した延滞税というものが本来の税金以外にかかってきます。ちなみに延滞税特例基準割合とは、財務大臣が告示する平均貸付割合に、年1.0%の割合を加算した割合のことです。また延滞税以外にも過少申告加算税・無申告加算税・不納付加算税・重加算税といった多くの加算税もあります。これらの税金は、法人税を計算する上では損金不算入となり経費として認められません。一方で社会保険料や労働保険料についても、納期限



までに保険料を納めなかった場合、同様に延滞金を支払わなければなりません。ただしこの延滞金については、法人税を計算する上では損金に算入することができます。同じ罰則的な意味合いの延滞金を支払っても、処理の仕方はまったく異なります。いずれにしても本来は支払う必要のないお金です。税金や社会保険料などは、しっかり資金繰りをして期限までに納めるように心掛けましょう。

今を生きる

先人の言葉

決いつの日かしは
決してやまこない

イギリスの出版会社の経営者であるヘンリー・ジョージ・ボーンという言葉。仕事でも家族サービスでもダイエットでも「思い立ったが吉日」精神を肝に銘じておこう。

